

東京都弁護士国民健康保険組合が保有する個人情報の利用目的の公表について

東京都弁護士国民健康保険組合（以下「当組合」という。）におきましては、組合員及びその家族（又は、組合員の世帯に属する者）（以下「被保険者」という。）からいただいた各種届出や申請書などに記載されている個人情報、医療機関等に受診された際に、医療機関等から当組合に請求される「診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）」に記載されている個人情報、特定健康診査を受けられた際の健診結果数値等の個人情報を基に、個人情報データベースを作成し、以下のような国民健康保険事業に利用いたします。

当組合の個人情報の利用目的は、大きな意味では、国民健康保険法に定める「被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関する保険給付を行う」ことを目的とし、「被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行う」こととなります。

しかしながら、国民健康保険組合は、レセプトや健診データなど医療情報やその他の個人情報数を数多く取り扱っており、被保険者の強い信頼を必要とする事業に該当し、厚生労働省が示したガイドラインにおいて、個人情報の利用は、より詳細で限定的な目的とすることが望ましいこととされております。

したがって、当組合においては、個人情報の利用目的や利用方法について、次のように公表いたします。

1 適用関係の各種届出などについては、以下のように組合業務で利用します。

- ・ 当組合加入時の「被保険者資格取得届」、「異動届」の記載事項（被保険者証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所等）を中心に入力処理することによって、被保険者台帳など「マスターデータベース（以下「マスター」という）」を作成し、当組合の業務処理コンピューターにデータを収納、国民健康保険業務全般に利用します。
- ・ 「被保険者資格喪失届」の際に、被保険者証を返還していただき、チェックの上、一定期間保存後に廃棄処分にします。
- ・ 「マスター」に登録されているデータに変更や追加があるときは、適用関係に関する変更（訂正）届出により、データの変更等を行います。
- ・ 「マスター」を用いて、給付データ、レセプトデータ、特定健診データ等と連動させて、給付の支払い等のチェック、医療費通知、各種保健事業実施のための対象者抽出や被保険者への連絡等にも利用します。

- ・ 「マスター」の住所、氏名等の連絡先を用いて、当組合の資格喪失後も必要に応じて、届出等に記載された連絡先にご連絡することもあります。
- ・ 医療機関や他の保険者（区市町村を含む。）から資格の有無など保険診療の照会があった場合、相手先確認の上、「マスター」の被保険者証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日など、有資格者か資格喪失者かについて回答します。
- ・ 資格喪失者の資格喪失後の受診などが疑われる場合、他の保険者や医療機関との重複給付調整のため、「マスター」の被保険者証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日などから、他の保険者等に照会し確認します。
- ・ 被保険者証年度更新の際の一括作成・送付を当組合が決定した業者に委託しています。
- ・ 健診受診申し込み者について、「マスター」の被保険者証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所データ等を当組合が決定した契約健診機関に渡し、健診案内の送付に利用します。
- ・ 当組合機関紙を被保険者に配布するため、「マスター」の氏名、住所等のデータを当組合が決定した業者に渡し、各組合員に送付します。

2 現金給付等の給付関係申請書類については、以下のように組合業務に利用します。

- ・ 業務処理コンピューターにデータを入力し、申請内容を審査し、**適正**な給付決定処理を行います。
- ・ 給付記録をデータ入力保存し、以降の申請審査に用います。
- ・ 出産育児一時金の請求者について、「マスター」の被保険者証の記号番号、氏名、住所データを用いて出産祝品を送付します。
- ・ 出産育児一時金の請求者について、他の保険者との重複給付を調整するため、他の保険者に対して「マスター」の氏名、生年月日などから給付情報を照会し、給付決定します。
- ・ 他の保険者から出産育児一時金の請求の有無について照会があった場合、相手先を確認した上で、申請または給付の有無について回答します。

3 レセプトについては、東京都国民健康保険団体連合会と接続されている国保総合システムで取り扱うことを基本に、一部のレセプト情報は当組合の業務処理コンピューターに収納し、国民健康保険業務に利用します。

- ・ レセプトデータを審査し、請求内容に疑義があるものについて、東京都国民健康保険団体連合会に対し、再審査を依頼します。

- ・ 資格確認業務の中で、資格喪失後の受診が疑われる場合は、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、被保険者証の記号番号、氏名、生年月日、資格喪失日、受診日などを伝え、確認を取ります。
- ・ 同様に、高額療養費の支給が予想される患者の公費負担や自治体医療費助成の有無等について、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、被保険者証の記号番号、氏名、生年月日などを伝え、確認を取ります。
- ・ レセプトデータを医療費分析に用い、当組合の医療費適正化対策に利用するとともに、健康診査後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
- ・ レセプトデータを基に、同月内に複数の医療機関に受診されている被保険者を抽出し、指導を行います。
- ・ レセプトデータを基に、高額療養費の支給申請の通知を行います。
- ・ レセプトデータを参考にし、柔道整復療養等の療養費の支給決定を行います。
- ・ レセプトデータを参考にし、葬祭費の支給決定を行います。
- ・ 開示請求の際にも、そのレセプトデータを出力し、対応します。なお、開示請求に当たって、本人以外の場合は、「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」に則り、認められた方のみに開示します。
- ・ レセプトデータを基に、当組合が決定した業者に委託し、医療費通知対象レセプトについて原本データとの確認作業を行います。
- ・ 交通事故等第三者の行為によって保険診療を受けた場合は、東京都国民健康保険団体連合会に求償事務を委託する場合があります。また、損害保険会社に当該被害者のレセプトのコピーを医療費の証明として提出します。
- ・ 海外で医療を受けられた方の医療費明細書等を日本語に翻訳するため、外部翻訳業者に委託します。
- ・ レセプトデータの有無を基に、無受診者を抽出し、健康者表彰を行います。記念品等は、組合員に送付します。
- ・ 全国国民健康保険組合協会が実施する高額医療費共同事業に申請するため、レセプトの診療区分、費用額等を記載した申請書を全国国民健康保険組合協会に送付し、交付金を受けます。
- ・ 複数の組合によるレセプト点検研修会の事例とするため、個人情報情報を消した上で、教材として用います。

4 特定健康診査については、当組合が決定した健康診断機関・人間ドック受診機関及び

各都県の集合契約された医療機関において実施します。

- ・ 結果数値については、その数値データを各機関から受け取り、東京都国民健康保険団体連合会の電算システムにおいて管理し、特定保健指導対象者の抽出、特定健診受診券・特定保健指導利用券の発行等の業務に利用します。
- ・ 特定健診結果データを保存し、今後のデータと比較することによって健康管理事業や保健指導の参考資料とします。

5 その他保健事業の実施について

- ・ 歯科カウンセリングの相談者名簿を作成し保管します。
- ・ 東京ディズニーリゾート®コーポレートプログラム利用券申込者について名簿を作成し保管します。

6 役職員等人事関係データ及び組合会議員名簿について

- ・ 役職員等の就任・採用に関する書類は、使用後、厳重に保管します。
- ・ 役職員等の報酬に関する書類は、厳重に保管し、源泉徴収等の処理に用います。
- ・ 人事考課等人事に関する書類は、厳重に保管し、人事異動などの際に用います。
- ・ 組合会議員名簿、理事名簿は組合会、理事会の開催時等の連絡に用います。

7 特定個人情報について

特定個人情報とは、個人番号（通称マイナンバー）（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む）をその内容に含む個人情報を指します。

特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）により、行政機関等の行政事務を処理する者の間で情報連携を実施する（例：国民健康保険組合の限度額適用認定等に際し、市町村から課税・非課税情報の提供を受ける）等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて、利用しません。

なお、上記1及び2における届出・申請については、個人番号が付され、特定個人情報となる場合があり、1及び2で定める利用目的や利用方法で使用する場合以外は、番号法に定める利用範囲外となるため、個人番号をマスキング、削除する等の措置を講じます。

また、当組合の個人情報について、次のように保存管理、廃棄・消去などを行います。

- 1 各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理が終わった際、当組合の文書管理規程に則り、規定保存年数まで倉庫に保存し、確認等

の必要があるとき以外は保管場所から持ち出さないこととします。

また、紙以外の媒体による個人情報については、紙以外の媒体による保存に係る運用管理規程に則り、適正に保存管理を行います。

- 2 規定の保存年数を経過した個人データや処理が終わり不要となった個人データについては、紙の書類は読みとれない大きさに裁断し、大量個人データの廃棄については、当組合が決定した委託業者に委託し、溶解処理を行います。

また、パソコンや磁気媒体等の廃棄についても、データ消去ソフト等によってデータが読みとれないようにして、廃棄またはリース返却します。

なお、当組合が保有する個人情報については、当組合が実施する国民健康保険事業以外には用いません。